

# 連載 講座

第34回

## 七分積金のこと

作家 童門冬二

徳川歴代将軍の中ではじめて市民の存在を本格的な施策の対象としたのは、8代目の吉宗だった気がする。登用した江戸町奉行大岡忠相とコンビで展開した施策は、幕政の中でもかなり“江戸市民向け”のものが多い。

だからといって、吉宗が現在のような民主主義に基く“市民主権”を基底としたわけではなく、秩序を保ちとくに“義務を果たさせる”点においては、やはり権力者であることはやむをえない。町火消の創設などはその一例で、当時旗本による“定火消”と、大名による“大名火消”による消火作業に、“町火消”を設けたのは、「消火を武士だけに任せず、町人も自分の努力で生命と財産を守れ」という趣旨によるものだったろう。しかしそうはいうものの、江戸城大手門前にあった評定所前に、「目安箱」を置いて、市民からの投書を求め建設的な意見は、即施策に採り入れた吉宗の態度は、今日でも参考になる。そのひとつに「小石川養生所」がある。麴町に住む町医者小川篁船の建言によるもので、身寄りのない老病人の収容施設をつくってほしいこと、それがつくられたら町医者が交代で診療介護に当るという内容であった。吉宗はこれを取りあげ大岡にさっそくつくらせた。小石川養生所だ。

利用者が多くいまでいえばベッド数もふえた。いきおい費用も増大する。吉宗の孫松原定信が老中首座（総理大臣兼財務大臣）になったころは、

かなりの支出を必要としたにちがいない。当然幕閣では、民営にすること、規模縮小などが論議されただろう。これに対し定信は幕府直営をやめると、医療サービスが不公正になる。つまり貧富によって対応が違ってくる。というヒューマンな考えから「あくまでも現状維持」を主張した。「では費用をどうするか」と迫られて、ある考えを示した。それは、町の入用（必要経費）を倭約させる。倭約した額の7分（70パーセント）を拠出させる。その中から養生所の経費の一部を負担させ、残りは不時の災害対策費用とする。という案だった。

町の入用というのは、上下水道の管理費・清掃費・火消・水戸番などの町役人の人件費・火の見櫓の修繕費・行路病者救済費・防火費・祭礼費などだ。ほとんどが公共費あるいは町の自治費といってい。祭礼費をのぞいては倭約の対象にならない。

しかし定信の指示に江戸の町々がすぐ従ったのは、“公共費”と銘打ちながらも予算を組む時に冗費に流用できる仕組みになっていたのだろうか。

“七分積金”と名づけられたこの拠金は、寛政4（1792）1月から実施された。拠出は通貨と種籾によっておこなわれた。通貨初年度2万2千両拠出された。定信は浅草に管理事務所をつくり、奉行所役人や御用商人を詰めさせて管理に当らせた。

種籾は災害用の食糧、通貨は被災者の救災費と

するが、平常は貧困者に貸付ける金融資金とした。地主や家主にも貸付けた。これは「その代り地代や家賃を上げないように」という注文がつけられたという。定信は漢和の学にくわしかったから、「愛民の政治」をおこなうヒューマニストだった。渋沢栄一が尊敬してやまない人物である。

七分積金制度は一過性のものではない。いつ起るかわからない災害を念頭においての、パーマナント（恒久的）なものである。だから災害のない年でも拠金は続けられた。町々では主に祭礼費が儉約されたようだ。

そして大規模な災害がそれほどなかったために、七分積金の集積額は次第に増えていった。

発足してから46年後の文政11（1828）年には、先学の調べによると、現金46万244百両、貸付金28万2百両、粃17万141百九石に達していたという。幕府が倒れ、江戸町奉行所も消滅した。東京市役所ができるまでは新政府は江戸鎮台府を置い

た。ここに引きつがれたのが、現金2万1千195両、貸付金41万5350両、地所1705か所、白米等489石、粃32万711石となっている。

手持現金が極端に減り貸金が多くなっているのは「新政府に現金を渡したくない」という。管理役所の親幕的行為によるものだろう。

地所が多いのは貸金の担保物件であり、七分積金の運用が金融にウエイトがおかれていたことを物語る。面白い俗話が残されている。

江戸開城の時、七分積金の保存が西郷吉之助と勝海舟との話題になった。西郷は新政府に渡せという。勝は「これは市民の金だから渡せない」という。西郷は諦めた。積金は東京市に渡された。渋沢栄一の助言で、積金は小石川養生所改め東京市立養育院の整備等に使われた。渋沢は初代の養育院長になり、昭和6年に死ぬまで、この肩書を大切に守った。